

成年年齢引き下げ後の消費者トラブル

成年年齢の引き下げ後、全国で18歳・19歳の消費者トラブルが増えており、市にも相談が寄せられています。困ったこと・不安なことがあれば、お気軽に消費生活センターに相談してください。

【受付日時】 平日9時～16時※祝日、年末年始を除く

【場所】 市役所内丸分庁舎4階

【電話相談】 ☎624-4111

悪質商法撃退キャラクター
がんがんくん



全国の18歳・19歳の消費者トラブルの状況（国民生活センター公表）

令和4年度の相談件数は9907件で、令和3年度から16%増加しており、

「美容」に関するものや、「金もうけ」に関するものが主な相談内容となっています。

具体的なトラブルの事例

「美容」に関するもの… 脱毛エステ

広告に興味を持ち、脱毛体験だけで帰るつもりだったが、言葉巧みに勧誘され、担当者が勝手に書類を作成し契約することに。支払いが大変で解約したいが、手続きが複雑で解約できなかった。



「金もうけ」に関するもの… 内職・副業

「短時間で簡単に稼げる」との広告を見つけて登録したが、別途サポート契約が必要と言われ、電子マニュアルを受け取った。高額のため契約を断ったところ、マニュアル代として2万円を振り込むよう言われた。

トラブルを防ぐために気を付けること

メリットを強調した広告に注意

「無料モニター」や「放置したままで報酬」、「短時間で稼げる」など、都合のいい言葉をうのみにしない。



契約を急かす・借金を促す勧誘に注意

「今だけのキャンペーン」や「消費者金融からの借金」などを勧められることも。まずは契約内容をよく確認し、すぐ契約すべきかを慎重に考える。

契約に不安があれば周りに相談

「親は反対するだろう」、「自分で決めたほうがいい」などと一人で決断を迫られることも。不安な場合は家族などに相談。

契約後にトラブルが起きても、契約の取り消しやクーリングオフ（無条件での契約解除）ができる場合があります。

まずは、消費生活センターに相談しましょう。